

「主四時」と月令

—敦煌懸泉置出土『四時月令詔條』を手掛かりとして—

馬場理惠子

はじめに

一九九〇年十月から一九九二年十一月に及ぶ敦煌懸泉置遺址の発掘において、簡牘帛書を主とする大量の文物が獲得された。これらの発掘成果については、『文物』一〇〇〇年第五期に報告が出されており、その中で、「使者和中所督察詔書四時月令五十條」と題された壁書（以下『四時月令詔條』と表記）の紹介がされている⁽¹⁾。壁書冒頭に、「太皇太后詔曰」とあることから、その内容が、前漢の元始五（後五）年に元太皇太后によって発布された詔書と確認できる。内容は主に、太皇太后的詔文、「和中下發郡太守」の例言、十二ヶ月の政事の事項（月令五十條）などで構成される⁽²⁾。

『四時月令詔條』の月令部分の主な内容は、『呂氏春秋』十二紀や『淮南子』時則訓『礼記』月令の内容とほぼ同じであり、農事規定などの重要事項が特記されている⁽³⁾。『四時月令詔條』の形式として特筆すべきは、伝世文献史料で我々が確認できる月令の内容に沿った時禁事項に、それぞれ詳細な從事規定が記されていることである。このことは、月令の規定を地方官吏に周知させ、その徹底を図る意図があつたと考えられる⁽⁴⁾。

地方政府における時禁事項に関する規定は、秦及び前漢初期にすでにその例をみることができる。『四時月令詔條』で

も規定されている山林藪澤などの自然環境の管理、及び農業保護などは、為政者の重要な経済的基礎を形成するものとして考へられてきた⁽⁵⁾。こうしたことから『四時月令詔條』は、國家による農業統治が行われていたことを背景に、王莽期に『尚書』や『周礼』などの経学的観念が重視されたことによつて成立したものだとする見解が示されている⁽⁶⁾。また、王莽期に月令が重視された状況について、上田早苗氏は月令を重視し始めたのは王莽が最初であるとした上で、月令に基づいて行われた王莽の一連の政策は、庶民の育成と確保とにあると述べている⁽⁷⁾。上田氏の見解は、前漢の救済政策と月令を関連づけて考察したものであり、その観点からすれば、『四時月令詔條』は、前漢の救済政策の一環として位置づけられよう。

しかしながら、これらの見解は『四時月令詔條』が作り出された背景を説明するには不十分である。藤田勝久氏が『四時月令詔條』について、地方官吏の遵守すべき規範として月令が位置づけられていたとし、「時令思想による教化を見直す前漢末の情勢を示唆している」と指摘しているように⁽⁸⁾、前漢末に『四時月令詔條』が、詔勅という形で全国に一律頒布されたことは、一体どのような情勢によるものであろうか。

こうしたことと連動する動きとして、宣帝期以降に、政事において陰陽四時といった自然の摂理を重視する傾向がみられる。月令は四時の時政に応じた規定を定めたものであることから、こうした四時に注目する傾向と『四時月令詔條』とが無関係であつたとは考へがたい。以上の認識をふまえ、宣帝期以降にみられる四時への関心に注目しつつ、『四時月令詔條』が発布された背景について考察していきたい。

一 『四時月令詔條』と義和

『四時月令詔條』において特徴的なのは、義和の存在である。『四時月令詔條』では、義和官が月令施行の最高管理官としておかれ、月令の管理の責任者として位置づけられている。

『四時月令詔條』に「義和中叔の官初めて置かれる」とある義和官は、平帝の元始元（後二）年二月に設置される⁽⁹⁾。その職掌については、元始五（後五）年に「明堂辟雍のことを治す」とあるのみであつて⁽¹⁰⁾、その具体的職掌については、文献史料からは詳しく知ることができなかつた。

吉野賢一氏の義和官設置に関する研究では、「明堂辟雍のことを治す」とされていた従来の義和官像に、『四時月令詔條』から窺える義和官の職掌を加えることで、より具体的な義和官の役割についての考察がなされている⁽¹¹⁾。氏の見解では、義和官の新設は「四時を司る」ことによつて教化政策を行うといつ『尚書』の義和の職掌と密接に関係しており、さらに、義和官の「四時を司る」という職掌は、「『尚書』に語られる『義和』の時代より広く認知されてきた」としている。このように氏は、月令の執行を司り、四方の監察を統轄するといつ義和官の役割について、『尚書』の義和の理念が反映されたものだと考へてゐる。また、義和が四時の管理官として象徴化された背景については、明堂を「『治』していた義和には必ずと『四時を司り、教化を班つ』といつ執政の官としての性格が付与されるようになつた」と述べ、王莽の明堂政策の一環として捉えることどまつてゐる。

『四時月令詔條』では、義和官が月令管理の中心に据えられていることから、義和と月令との密接な関係が「四時月令詔條」の中核となつてゐると考へられる。義和官の理念的根拠とされる『尚書』堯典の記述には、確かに月令的要素を

見出すことができる。しかしながら、金谷治氏が、その性質について「時令というよりは、暦を作つてそれに準拠して治績をあげることに眼目があり、帝王としての支配体制の強調が中心である」とも述べているように⁽¹³⁾、『尚書』堯典に記載されている月令的要素は、いわゆる「月令」の代表として想起される『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令の体裁とは多少異なるものと考えられる。このことから、まず、『呂氏春秋』などの十二月令の体裁を踏襲している「四時月令詔條」の月令を⁽¹³⁾、『尚書』の義和と無条件に結びつけることはできないだろう。では、そうした義和や月令といった要素でもつて構成されている「四時月令詔條」について考察してみよう。

『四時月令詔條』冒頭には次のようにある。

太皇太后詔して曰く、往者、陰陽調わず、風雨時ならず、降農自ら安んじ、つとめて「勞」をなさず。こゝをもつてたびたび災害を被ることと、惻然としてこれを傷む。これ「聖」帝明王、天の暦数を躬にせざるはなく、信にその中をとり、つつしんで陰陽に順い、つつしんで民時を授く。「つとめて」耕種を勧め、もつて年「穀」を豊かにするは、蓋し百姓の命を重んずればなり。故に、義和を建て、四子を立て、…「四時を定め」、もつて歳を成し、嘉を致す…。それ宜しく歳「」とに、分けて部するところの各郡に行くべし。

(『四時月令詔條』⁽¹⁴⁾)

これによれば、『四時月令詔條』が発布された動機は、最初の「陰陽調わず、風雨時ならず、降農自ら安んじ、つとめて勞をなさず。こゝをもつてたびたび災害を被ることと、惻然としてこれを傷む」にあると考えられる。つまり、世が乱れ、災害が起る原因是、陰陽が調わず、気候も安定せず、農業が安定していないことにあるというのであり、『四時月令詔條』はそれを改善するために発布されたと考えてよからう。

また、続けて「聖帝明王」の理想例を出し、天の暦数を考えて民時を教え農業を振興させることは天下万民のために行うことなのだとして、義和官を設置する理由を述べている。このように、義和官に期待された職掌は、陰陽の不調な

どのバランスを適正にするために、天の暦数を計り、四時の序を管理し、さらにはそれを天下に教化することにあつた。また、「それ宜しく歳」と分けて部するところの各郡に行くべし」とあるように、四方のそれぞれの管轄領域に担当の義和官が赴くことが規定されている。このことから、義和官が四方の監察も担つていたことが確認できる。

義和官の人員構成については、春夏秋冬の記述との末尾に、「義和臣秀（劉歎）」と各担当の四子の名一名が挙げられていることから、これを『漢書』百官公卿表の記述と照合することで概要を窺うことができる（註）。その構成は、義和劉歎を頂点として、その下に四子である、義仲孔永、義叔孫遷、和仲遼普、和叔平晏の四名がおかれる。『四時月令詔條』には、「和中（遼）普をして部するところの郡太守に下さしめ」とあることから、『四時月令詔條』が出土した敦煌懸泉置は、西方を担当する和仲の管轄下であったことがわかる。このように四子は、それぞれ四時の「時」とを担当し、それに対応した方位の領域が、管轄領域として与えられている。このことから、四子を統括する立場にある義和は、四時全体の管理及び四方の領域全体の統轄を担つていたと考えられる。義和官が担つていた統轄範囲は、四時を定めるという時空的なものにとどまらず、具体的な統轄領域をもあわせもつていたといえよう。

以上のことから『四時月令詔條』とは、四時四方の管理官である義和官を中心として、四時の序の運用を適切に行うことによつてもたらされる天下安寧の指針であつたと考えられるだろう。義和と月令の『四時月令詔條』における機能として共通するのは、四時の序を為政者が能動的に操り、それを天下に適正に施行するという点にあると考えられるのである。

義和官の設置は元始元（後）年であり、それ以前において「義和」の名称をもつ官職の存在は知られていない。『四時月令詔條』は、『尚書』を根拠とする経学的理念に基づいた義和のイメージを単純に月令に投影して成立したものとしてのみ解されるものではなく四時への関心を媒介とすることによって、義和が月令を管理するという体制を作り出した

といえるのではないだろうか。

以下には、義和と月令が結びついてゆく過程について考え、義和官が設置された理念的背景を探っていくこととする。

一 義和之官と「主四時」

荀悦（一四八～二〇九）の撰になる『前漢紀』には、「義和之官」について次のようにある。

義和の官あり、もつて四時の節を承け、もつて人時を教授す。人君の動靜、陰陽を奉順すればすなわち和氣応じて災害生ぜず。高皇帝の時より、四時をつかさどるの官あり。　（『前漢紀』卷一八　孝宣元康二年）

「義和之官」は、四時の節を考へて、時を民に知らせ、陰陽の調和を保つ職掌を担つており、高祖の時にはそれを承けて、「主四時之官」が存在したとする。この「四時を司る」（＝主四時）ものとしての義和の認識は、『四時月令詔條』でみられた義和官のイメージと重なる。

『前漢紀』は、「義和之官」＝「主四時之官」という解釈を示している。しかしながら、義和の伝承に共通するイメージは、総じて天文暦法等の自然の摂理との関連にあるものの、「義和之官」＝「主四時之官」といった具体的なイメージが固定化していた状況はみられない。

管見の限り、「義和之官」の初出は『史記』暦書である¹⁶。暦書の記述には、為政者は天命を受けたら、初めに正朔を改め、服色を易え、天命を推しはかり、その意にしたがわなければならないとあり、その事例として、神農から禹までが列挙される。一連の伝承の系統で詳細に説明されるのは、黃帝の五官、顛頽の重黎、そして堯の義和の官である。しかしながら、これらは天文暦象官としての性質が強く、『四時月令詔條』にみられるような四時の管理を行い、四方の

教化をも担うという義和官のイメージからは遠い。また、『史記』天官書においても、「天数を伝える者」として義和の名が重黎と並んで列挙されている⁽¹⁾。

このように『史記』において、義和は古の天文暦象を担うものとして、黄帝の五官や重黎と並列して挙げられるのみであつて、義和のみを挙げて四時を掌握するものの象徴として扱う傾向や、月令との関係を示唆する記述はみられない⁽²⁾。

『四時月令詔條』において義和官が月令の施行官としての地位を得るのは、明らかに「義和之官」＝「主四時之官」としての概念が結びついていたからである。つまり、義和官の職掌の本質は、「主四時之官」にあると考えられる。しかしながら、『史記』でいう「義和之官」は、天の暦数を観象する官として挙げられるが、「義和之官」のみが特別視されるものでもなく、また、四時を定めるという性質以外、『四時月令詔條』の義和官と結びつかない。では、義和官に「主四時之官」としてのイメージが与えられた理念的背景は何か。

『前漢紀』の記事の基となつてているのは、宣帝の元康二（前六四）年五月に行われた魏相の上奏である。魏相は、「易」「陰陽」「明堂月令」をとりあげ、その重要性について述べている。魏相が挙げる「明堂月令」については、その詳細は不明であるが⁽³⁾、上奏冒頭部の内容から、魏相が想定する月令には、陰陽、五行、八風、四時四方の概念が反映されていたことが窺える⁽⁴⁾。

魏相の上奏は次のように展開する。冒頭ではまず、世上の陰陽不和などを嘆き、それについて「易」「月令」などを挙げて、天地の変化には序があり、時政に応じたことを行わなければ世の調和が乱れるのだ、ということが述べられる。特に、東西南北及び中央の神を挙げ、「これ五帝の司どるところ、おのの時あり」として、それぞれ司るべき時があることを示す。次に、この「これ五帝のつかさどるところ、おのの時あり」を受ける形で、古来より四時を司る官が置

かれていたことについて例を挙げる。そして、最後に先に挙げた古の例にのつとり、現在の陰陽不和の状態を解消し、適正な政策を取るべき」とを提案する。「義和之官」は、その古例として挙げられる。

明王、天を尊ぶを謹み、人を養うを慎む。ゆえに義和の官を立て、もつて四時に乘じ、民事を節授す。高皇帝、述ぶるところの書、天子服するところの第八に曰く「大謁者、臣、章、詔を長樂宮に受く、曰く、「群臣をして天子の服するところを議せしめ、もつて天下を安治せしむ」。相國臣何、御史大夫臣昌、謹んで將軍臣陵、太子太傅臣通等と議すらく、「春夏秋冬、天子服するところ、まさに天地の数にのつとり、人和を中得すべし。故に、天子、王侯、有土の君より、下は兆民におよぶまで、よく天地にのつとり、四時に順い、もつて國家を治め、身は禍殃に亡び、年壽永究するは、これ宗廟を奉じ、天下を安んずるの大礼なり。臣、請うらくは、これにのつとり、中謁者趙龜、春を挙げ、李舞、夏を挙げ、兒湯、秋を挙げ、貢禹、冬を挙げ、四人おのの一時をつかさどらしめんことを」。

〔漢書〕卷七四 魏相伝

ここで、「義和之官」は、「四時に乘じ、民事を節授す」として、四時を司る存在として挙げられる。「義和之官」は、『史記』での記述と比較すると、「四時」との関連がより強調された形となつていて、が、続けて高祖の時に、四時の一時ごとにそれを司る一人の專官が設置されていたことに言及する」とから、魏相の四時を司ることの具体的イメージは、むしろ高祖の時の例によつて補強されているといえる(21)。

魏相の提言の中心が四時の適正な管理を提案することにあることは、上奏文末尾の次の発言からも窺える。

臣相、伏して願わくは、陛下の恩澤甚厚なり、然りてして災氣未だ息まず、竊かに恐るらくは、詔令、未だ当时にあわざるものあるなり。願わくは陛下、明經にして陰陽に通知せるもの四人を選び、各一時をつかさどらしめ、時至ればつかさどるところを明言せしめ、もつて陰陽を和さしめば、天下幸甚たらん。〔漢書〕卷七四 魏相伝)

魏相は、災害がいまだやまざ、世が治まらないのは、詔令で時政に合わないものがあるからだとし、高祖の時の例に倣つて四時の專官を置き、それを是正すべきことを進言する。

このように、魏相の提議は、四時にはそれぞれ「時」があるのであり、その「時」にそつて適當な政策を行わなければならない、というところに重点が置かれている。ここで、「四時月令詔條」においてみられた義和官の四時を司るという職掌と、時に応じた政令としての月令との直接の接点をみることができる。しかしながら、魏相の上奏においての「義和之官」は、魏相が想定しているような四時の官の具体像を導き出す根拠となつていません。それよりもむしろ魏相の上奏において重点が置かれているのは、上奏文全体を通して述べられている四時四方の序を適正に行うべきという月令的要素にあるといえよう。

魏相の上奏の後、再び「義和之官」に言及するのは、陽朔二（前二三）年、成帝の詔勅である。そこでは、義和・月令・四時の関連性がより顯著に見出される。

二年春、寒。詔して曰く「昔、帝堯にありて、義和の官を立て、命ずるに四時の事をもつてし、その序を失せざらしむ。ゆえに書云う「黎民ここに蕃し、これ雍ぐ」と、陰陽をもつて本となすを明らかにするなり。今、公卿大夫、あるいは陰陽を信ぜず、薄にしてこれを小にす、奏請するところ多く時政に違う。伝うるに知らざるをもつてし、あまねく天下に行ひ、しかして陰陽和調を望まんと欲す、あに謬ならざるや。それ務めて四時月令に順え。」

（『漢書』卷十 成帝紀）

ここにおいて、月令と「義和之官」との関係は、ほぼ「四時月令詔條」が示す月令の構造と一致するものとなつていい。まず、堯が「義和之官」を設置し、四時のこととを命じたとあり、「義和之官」が、四時管理の理想例として挙げられている。続いて、現在、公卿大夫は、みな陰陽の術に通じておらず、奏請する政策は、多く時政に応じていないとし、

時政の規準となる四時月令に順うことを心得よ、と通達する。

時政にそつた政策を行つべきことを通達するのは、魏相の「主四時」の論に通じる。ただ、魏相の場合と異なるのは、「義和之官」が、四時の適正を保つ官として象徴的に挙げられている点である。これは、義和が「主四時」の象徴として位置づけられ始めたことを意味していよう。

魏相は、四時に従つて時事に応じた政令を行うことが安定した世の中を導くことになるという論理によつて、四時を管理すべきことを主張した（22）。「義和之官」は、こうした「主四時」への関心と共に論じられ、しだいに「主四時」の象徴的存在としての地位を得ることとなつたのである。

（）のように『四時月令詔條』における四時の管理を担う義和官の職掌は、こうした前漢後半期において重視され始める四時への関心、特に月令的思考をその背景としていたと考えられよう。

三 四時の管理

前章で検討した元康二（前六四）年の魏相による「主四時」の官の設置を求める提言は、皇帝により裁可されている。大庭脩氏によつて元康五年詔書冊の復元が行われているが、その内容は、魏相の「主四時」の論が政策に適用された実例として捉えることができよう（23）。

（）の詔書冊の最初の上奏文は、大史丞定→太常蘇昌→丞相魏相という段階を経て、最終的に御史大夫丙吉によつて上奏される流れとなつてゐる。また、その内容は、夏至に当たつて、それに応じた行事を行うことを関係の諸官に布告することを求めるものとなつており、それに応じて、御史大夫丙吉が、その具体的な布告案を上聞するという形をとつて

いる。

この時政に応じた政令の布告を求めた上奏は、大史丞定より発議されたものである。大史丞は太史令の属官である」とから、天文暦象のことと司る位置にいたと考えていい。ここで、天文暦象のことと通じて、大史丞が、魏相が提言した「主四時之官」の役割を担っていた可能性が窺われる。また、四時を管理する官が、大史丞に担っていたことは、天文暦象官のイメージの強かつた「羲和之官」と、四時の管理と結びつけた魏相の理論とも重なるものといえよう。

前章でみてきたように、魏相の「主四時」の論では、陰陽が調わないことの理由を時令が適切に行われていないこと求め、それが故に、四時の管理を行うべきことが主張される。こうした陰陽の不調と四時の管理を重視する傾向は、次代の元帝期にも受け継がれる。元帝期は、気候が安定せず飢饉が多い時期であり（25）、そのため、陰陽不調に関しての記事が多くみられる。その内容の大部分は、飢饉災害が多発するのは陰陽が正しく調っていないからであり、陰陽が調わない責任は皇帝にあると述べるものである。その中でも、特に初元二（前四六）年六月の詔勅には、次のようにある。

六月、詔して曰く「蓋し聞くならく、安民の道、本陰陽による。間者、陰陽錯謬し、風雨時ならず。朕の不徳、群公、朕の過を敢言するものあらんことをこいねがうも、今則ち然らず。姫命苟従し、いまだ極言をがえんぜず、朕、甚だこれをうれう。永く蒸庶の饑寒をおもい、遠く父母妻子を離れ、非業の作を勞し、不居の宮を衛る。恐るらくは陰陽を佐げるゆえんの道に非うなり。それ甘泉建章宮の衛をやめて、農に就かしめ、百官おのの費を省け。條奏、諱むところあるなかれ。有司、これを勉めて、四時の禁を犯すなかれ。丞相御史、天下の陰陽災異に明るきもののおのの三人を挙げよ。」

ここでは、近頃、陰陽が錯謬し気候が安定しないことについて、元帝が、陰陽の調和を図るために、いくつかの対策を講じている。その一つに「四時の禁を犯すなれ」として、四時の時禁の厳行を有司に命じることがみられる。

また、元帝の永光三（前四三）年には、

乃者、己丑地動き、中冬雨水、大霧、盜賊並び起ころ。吏、何ぞ時禁をもつてせざるや。おのおの意をつくして、
たえよ。

とあり、これも、近頃、天変地異が頻発し世情が不安定であるという情況について、役人が四時の禁を適切に行使していない、ということに原因を求めている。

このように、宣帝、元帝期を通じて、四時の行事の適切な運用が天下に安定をもたらすものとして重要視され、実際、政治に反映されていた例を確認できる。前章でも挙げた成帝、陽朔二年の詔勅では、「それ務めて四時月令に順え」として、時政に応じた行事の規定を、「四時月令」と呼んでいる。この詔勅に「四時月令」の名称が用いられるまでは、四時ごとの行事については、時禁、時政などとして、明確な依りどりとなる規定を示す名称はみられなかつた⁽²⁶⁾。『四時月令詔條』末尾に、「詔書四時月令五十條」とあることを考えれば、「」で、「四時月令」という名称が用いられていることは、為政者が四時を管理するという、後の羲和官の発想に繋がるものといえるだろう。四時と月令との関係性を示すものとして、哀帝の時、李尋の言に次のようにある。

ゆえに、古の王なるものは、天地を尊び、陰陽を重んじ、四時を敬い、月令を嚴にする。これに順いてもつて善政すれば、則ち和氣、立ちどころに致すべきこと、なお枹鼓の相應するがこときなり。今、朝廷時月の令を忽せにし、諸侍中尚書近臣、宜しく皆月令の意を通知せしめ、たとい群下事を請い、もしくは陛下、令を出して時に謬るものあれば、まさにこれを知りて争い、もつて時気に順うべし。

（『漢書』卷九 元帝紀）

（『漢書』卷七五 李尋伝）

月令が天地、陰陽、四時などの語句と並列して用いられていることから、「主四時」の理念の下で、「月令」が四時の行事の指針として位置づけられていった状況が窺われよう。

また宣帝期以降には、時禁の厳行を地方官吏にまで徹底するという具体的な措置がとられる傾向がみられる(2)。【四時月令詔條】は、「主四時」という非具現的行為を、義和官が月令を管理(=四時の管理)するという体制でもつて具現化した例として位置づけられよう。

四 四方の教化と天下巡行

ここまで、義和官設置の背景、及び月令重視の背景には、「主四時」に対する関心があつたことを確認してきた。しかししながら、月令の施行管理者として位置づけられる義和官には、四時の管理とともに四方の監察もその職掌に付されている。これは月令との関係においてどのように考えるべきであろうか。

【四時月令詔條】には、「歳」とに分けて所轄するところの各郡を巡行すること」とあり、四時の管理官である義和官が、それぞれ所轄の州郡を巡行すべきことが記されている。また、元始四(後四)年には、使者を派遣して風俗を覧観させる記事がみえ、それをうけた動きとして、元始五(後五)年に、

太僕王惲等八人、使して風俗を行い、德化を宣明し、万国齊同なり。

(『漢書』卷一二 平帝紀)

とある(2)。こうした動きは【四時月令詔條】の内容に沿うものといえよう。

月令と天下巡行との関係については、【呂氏春秋】に、

司空に命じて日く、時雨まさに降下し、水上騰せんとす、国邑を循行し、原野を周視す。

(『呂氏春秋』季春紀)

として、担当官が国内を巡回することが記されている⁽²⁹⁾。このでの天下巡回の意義は、季節ごとに応じた行事の適正な施行を促すために担当官を派遣し、巡察することにある。これは、「主四時」の議論において、役人に対し四時の行事を促していることに通じる。

前漢では、国家の救済政策の一環として天下巡回が行われている例がみられる。上田早苗氏は、月令と前漢の救済政策を関連づけて考え、天下巡回もこうした救済政策の一環として捉えている。そして、前漢に多く行われた天下巡回は、後漢になると姿を消し、かわりに月令と結びつけられた救恤が多く行われるようになるとする。また、王莽期の月令政策は、養老などの儒教の道徳主義が協調されているとし、その政策の目的は庶民の育成と確保にあると述べる。このことから月令は、国家が高年、鳏寡孤独、貧困の民、困乏失職の民などの弱者に対する保護と福祉を担うという責務を、年中行事の一環として恒常化なし制度化を計る役割を果たしたとし、後漢の救恤につながる通過点として捉えている⁽³⁰⁾。では、「四時月令詔條」の発布前後に行われた天下巡回や義和官の四方巡回も、こうした救済政策の一環として解されるものなのかな。

天下を巡回させて民の困窮を問う、という政策は、すでに武帝期にみることができ⁽³¹⁾、宣帝期においても、地節四（前六六）年九月に、使者を派遣して民の疾苦するところを問うとする記事がみられる⁽³²⁾。また、その翌年には、魏相が次のように上奏している⁽³³⁾。

竊に伏して先帝の聖德仁恩の厚をみるに、天下に勤勞し、意を黎庶に垂れ、水旱の災を憂い、民の貧窮のために倉廩を發し、乏餒を賑わす。諫大夫博士をして天下を巡回せしめ、風俗を察し、賢良を挙げ、冤獄を平にし、冠蓋道に交す。諸用を省き、租賦を寬にし、山澤波池を弛め、株馬酤酒貯積を禁ず。　（『漢書』卷七四　魏相伝）
これをつけた動きとして、元康四（前六二）年に、大中大夫彊等十二人が天下を循行する記事がみられる⁽³⁴⁾。

大中大夫彊等十二人をして、天下を循行せしめ、鰥寡を存問し、風俗を覽觀し、吏治の得失を察し、茂材異倫の士を挙げしむ。

〔漢書〕卷八 宣帝紀)

ここでの天下巡回の目的として、「鰥寡を存問し、風俗を覽觀し、吏治の得失を察し、茂材異倫の士を挙げ」ることが挙げられていることから、この政策が、魏相の上奏を反映したものであることがわかる。

天下巡回は、元帝期以降も度々行われる。が、それら、魏相が挙げた凡そ四つの事由（鰥寡困窮への存問、風俗覽觀、役人の監視、賢良推舉）を根拠として行われている（35）。例えば、元帝の時には、元帝即位の初元元（前四八）年夏四月に、宣帝の崩御によつて動搖している世情の安定を図ることを目的として行われる。

詔して曰く、「朕、先帝の聖緒を承け、宗廟を獲奉ることと、戰戰兢兢たり。間者、地、たびたび動きて、いまだ静まらず、天地の戒を懼れ、よるところを知らず。田作の時にあたりて、朕、丞庶の失業を憂い、臨むに光祿大夫褒ら十二人をして天下を循行せしめ、耆老鰥寡孤独困乏失職の民を存問し、賢俊を延登せしめ、惻陋に招顯し、よりて風俗の化を覽せしむ。」

〔漢書〕卷九 元帝紀)

使者として十二人を派遣することや、鰥寡を存問し、賢良を挙げさせ、風俗を覽觀させることは、元康四（前六二）年の例を踏襲している。

また、成帝の時には、建始三（前三〇）年九月に、郡国を襲つた水害の報告をうけて、それによる世情不安の安定を図る目的で派遣される。

詔して曰く、「乃者、郡国、水災をこうむり、人民を流殺し、多きこと千数に至る。京師、故無く大水至と訛言すれば、吏民驚恐し、奔走して城にのぼる。殆ど苛暴深刻の吏、いまだやまず、元元失職を冤むもの衆し。諫大夫林らをして天下を循行せしむ。」

〔漢書〕卷十 成帝紀)

これも魏相が、先帝が「水旱の災を憂い」たという例を挙げて、天下巡行を薦めたことと一致する。」のように天下巡行の政策についても、主四時の論と同じく、魏相の上奏でみられるような理念が一つの基準点となつていていることがみてとれる。魏相が提言した天下巡行は、「民の貧窮のために倉庫を発し、乏饑を賑わす」という言葉が如実に示すように、民への救済的措置がその根幹となる政策概念であつたと考えられる。

哀帝までに確認できる天下巡行の記事では、こうした魏相の提言した天下巡行の理念に則して、使者の派遣が行われている。それに対し、元始五（後五）年に行われた天下巡行の主たる目的は風俗観察にあり、その他に具体的な事由は見いだせない。それでは、風俗観とは、具体的にどういう目的で行われる行為なのだろう。

先に挙げた元帝の詔勅に、「風俗の化を覧せしむ」とあるように、風俗を覧観するということは、上よりの教化が下まで行きわたつてゐるか、ということを監察させることにあるといえる。成帝の鴻嘉一（前一九）年の詔勅には、理想的治世を示して次のようにいう。

詔して曰く「古の選賢、傳納するに言をもつてし、明試するに功をもつてす。故に、官、事を廢るなく、下は逸民なし。教化流行し、風雨時に和し、百穀もつて成り、衆庶、業を楽しみ、みな康寧をもつてす。」

（『漢書』卷十 成帝紀）

ここで、「教化流行し」とあるように、天下に広く教化が行われることは、理想的治世の一つの指針とされている。

天下巡行において風俗観察が救済政策の一環として行われるのは、皇帝の意向が広く民にまで行きわたつてゐるかを確認することにある。つまり、風俗観察という行為自体には、救済政策としての意味は薄いといえよう。では、『四時月令詔條』の發布に前後して行われた風俗観察を主とする天下巡行の意義は何か。

元始五（後五）年の使者を天下に派遣し風俗を化させたという記事は、万国が齊同し、教化がなつたことを標榜して

いる。このことから、風俗観をともなつた天下の巡行は、『四時月令詔條』において義和官の任として記されている四方を巡行してその教化を図るという性質と同様のものと考えられる。

天下を巡行するという行為には、始皇帝の天下巡行などのように、国家の領域を顯示するという意味合いも含まれている。『四時月令詔條』に記されている、義和官がそれぞれの担当領域を巡行するという行為には、こうした四方の領域観念も根底に内包されていだらうと考えられる（33）。

『四時月令詔條』発布前後にみられた風俗観を目的とする天下巡行は、救済政策の施行という天下巡行の動機にのり、また天下巡行という行為によって、皇帝の徳のおよぶ領域内において、皇帝の徳が広く民に教化され、天下が太平に保たれていることを示すとする象徴的行為が付されていたといえるのではないだらうか。後漢以降、民への救済を標榜する天下巡行が減少したのは、『四民月令』などのような農業行事規定としての性質や、救済政策に月令の適用がシフトしたためと考えられよう。

このように『四時月令詔條』に記されている義和官の四方巡行という行為は、領域的な四方の概念を月令に組み込んだ作用だけでなく、それまで行われてきた天下巡行という行為をベースとし、さらにそれを月令という形に託すことで、民を保安し天下を太平に導くという統治者側の理念を象徴的に補強していると考えられるのである。

おわりに

以上、義和官に付された「四時を司り、四方を教化する」という職掌を手掛かりに月令との関係について考察していくことで、これらの行為が象徴化されたとして考えられる『四時月令詔條』が発布されるに至る背景について論証して

きた。」今までの考察について今一度確認しておきたい。

『四時月令詔條』は、義和官を月令の最高責任者におき、月令をもつて天下を安寧に導く指針とするものであった。その義和官が最高管理官としておかれたのは、経学的理念を投影して便宜的に設置されたのではなく、宣帝期以降の「主四時」への関心が影響していることを明らかとした。「」の「主四時」への関心を背景として、『四時月令詔條』という四時の管理を具現的に示す指針が作られたと考えられよう。また、四方巡行という具体的行為を併せて行うことによって、天下に皇帝の徳を顯示するという作用が、『四時月令詔條』の発布には加わったといえる。

月令は本来、農業政策を支える指針として実用に供されるものであり、農事暦としての性質を強く備えたものである。『塩鉄論』では、農業は民の務めであることを論じられているが⁽³³⁾、そこでは、「咸被南畝」や「種樹」などの月令的要素を示す用語がみられる⁽³⁴⁾。このように、農業推進における一つの指針を示すものとして、時令的思考が意識されたいた例をみるとができる⁽³⁵⁾。『塩鉄論』で議論されているような農本主義の姿勢は、前漢王朝の政策の基本姿勢として考えられる。しかしながら、本稿において考察した『四時月令詔條』の基盤ともなつていて「主四時」の概念に関しているれば、元康五年詔書冊の事例にみえるように、必ずしも農業の推進のみを限定しているものではなかつた。「主四時」に求められていた行為は、天を觀象し適正な教化を天下に施すことにあり、それは農事月令としての月令の性質より、觀象授時的性質をより強く示すものといえよう。

劉向が記したとされる『説苑』には、「主四時」について、次のようにある。

古者四時を主どるものあり、春を主どるものは、張昏而して中たれば、もつて穀を種うるべし、上は天子に告げ、下はこれを民に布す。夏を主どるものは、大火昏而して中たれば、もつて黍菽を種うるべし、上は天子に告げ、下はこれを民に布す。秋を主どるものは、虛昏而して中たれば、もつて麥を種うるべし、上は天子に告げ、下はこれ

を民に布す。冬を主どるのは、昴昏而して中たれば、もつて斬伐・田獵・蓋藏すべし、上はこれを天子に告げ、下はこれを民に布す。故に、天子南面して、四星の中を観、民の緩急を知れば、則ち籍を賦せず、力役を擧げず。書に曰く、「民時を教授す」と。

(『説苑』 辨物)

劉向が示す「主四時」は、天を觀象して「種穀」「種黍菽」などの時を示し、それを天下に知らせるというものである。ここで、「種穀」「種黍菽」が月令の類にある。このように「主四時」の概念では、天を觀象し時を知る、という「」とに重きが置かれている。このことは、天文曆象官としての性質を持つていた「羲和之官」が、「主四時之官」と比定されたことの裏付けともなる。

『四時月令詔條』を集成した中心人物は、月令の最高管理官である羲和官に就任していた劉歆である。劉歆は、父、劉向のこうした考え方の影響を受けていた可能性が高い。(4)

また、月令で表されるような農事の規定は、地域や気候の差によって、それに応じた修正が求められる種類のものである。しかしながら、『四時月令詔條』の月令は、こうした実用面の考慮というよりも、様々な種類の時令を劉歆らによって経学的に再構成された側面をもつていて。また、こうして再構成された『四時月令詔條』を農事月令として機能させようとしたことは、補足事項の規定より知ることができるが、それも個々の気候などに対応して、地方ごとに適応した農事月令を需要に応じて設定したものとは言い難い。このことから、『四時月令詔條』は、実用的な農事月令としての性質よりも、統治の象徴的月令としての性質を強く備えていると考えられよう。

本稿の考察から、『四時月令詔條』は、「主四時」の考え方を根底に高まつた四時の管理への意識と、民への救済政策の一環として行われてきた天下巡行という行為が、月令という媒体を通して集約されたものと位置づけられる。月令という媒体が用いられたことは、四時の概念と四方の概念が結合し、領域的観念を備えた四方に時空的広がりを備えた空間

概念を『四時月令詔條』に与えたともいえる(4)。つまりそれは皇帝の権威が、四方という平面的領域観念に加え、さらに四時を掌握するという時空的領域にまで及ぶと「う」と可視的に示しているのである。また、そのように四時の掌握及び四方の教化を顯示したことは、皇帝の徳の教化された天下という領域観念をより象徴的に示したものといえよう。

注

- (1) 甘肃省文物考古研究所「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址發掘簡報」「敦煌懸泉漢簡內容概述」「敦煌懸泉漢簡文選」(『文物』1990-5)
- (2) 索文については、『敦煌懸泉置月令詔條』(中国文物研究所・甘肃省文物考古研究所編 中華書局 1990)、何雙全「新出土元始五年『詔書四時月令五十條』考述」(『國際簡牘學會會刊』四 1990)、黃人二『敦煌懸泉置詔書四時月令五十條試析』(高文出版社 1990)の研究がある。なお、本稿における「四時月令詔條」という名称は、上記『敦煌懸泉置月令詔條』の表記に従つた。
- (3) 何雙全「新出土元始五年『詔書四時月令五十條』考述」(『國際簡牘學會會刊』四 1990)参照。
- (4) 藤田勝久『中国古代國家と郡縣社會』(汲古書院 1990)では、前漢後半期になると、地方統治に対して時令を重視する思想がみられるようになることが指摘されている。
- (5) 増淵龍夫『中国古代の社會と國家』(岩波書店 1996)。
- (6) 楊振紅「月令与秦漢政治再探討—兼論月令源流」(『歷史研究』三、1990)では、『四時月令詔條』の月令は、秦漢以来の月令の内容を継承していると述べる。また、鶴間和幸「秦漢王權与農業」(『秦漢史論叢』九 1990)では、月令を發布するといふことは、王權或いは帝權の農業に対する統治という意義をみるとできると述べる。何雙全前掲論文では、『四時月令詔條』が作り出された背景には、当時の政治及び経済形勢が原因となつてゐるとして、朝廷の権威を顯示するためなどの、王莽の政治的需要があつ

たとする見解を示す。また、影山剛「王莽の賑貸法と六筦制およびその経済史的背景—漢代中国の法定金屬貨幣・貨幣経済事情・高利貸付・兼并等をめぐる諸問題」（私家版一九九五）では、王莽の経済政策に「周札」が反映されていることが指摘されている。

(7) 上田早苗「月令」と後漢社会—救恤をめぐって」（『中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究』一九八三）。齊民の育成は王朝国家の重要な機能の一つであり、国家は弱者に対する保護と福祉をもその責務として負わなければならないとし、こうした任務が、王莽以降後漢時代を通じてしだいに「月令」や「四民月令」に則って実現され、年中行事の一環としてその恒常化なし制度化が計られるとして述べる。

(8) 藤田勝久前掲論文参照。

(9) 「漢書」平帝紀「二月、置義和官、秩二千石」。

(10) 「漢書」平帝紀「義和劉歆等四人使治明堂辟雍」。

(11) 吉野賢一「前漢末における義和の設置について」（『九州大学東洋史論集』三一 一〇〇三）。

(12) 金谷治「『管子』中の時令思想」（集刊『東洋学』五〇 一九八三）。

(13) 月令の分類については、王夢鷗「礼記月令校讎後記」（『三礼論文集』孔孟学説叢書 一九八一）参照。

(14) 「敦煌懸泉置月令詔條」（中国文物研究所甘肃省文物考古研究所編 中華書局 一〇〇一）の釈文を参照した。「大皇太后詔曰、往者陰陽不調、風雨不時、降農自安、不董作「勞」、是以數被菑害、惻然傷之。惟□帝明王、靡不躬天之曆數、信執厥中、欽順陰陽、敬授民時、□勤耕種、以豐年□、蓋重百姓之命也。故建義和、立四子、一時以成歲、致暮：其宜□歲分行所部各郡」。□部分については、「敦煌懸泉置月令詔條」の注釈にしたがつて補つた。

(15) 人員構成等については、「敦煌懸泉置月令詔條」、吉野賢一前掲論文において検証されている。

(16) 「史記」歴書には「太史公曰、神農以前尚矣。蓋黃帝考定星歷、建立五行、起消息、正閏餘、於是有天地神祇物類之官、是謂五官。

各司其序、不相亂也。民是以能有信、神是以能有明德。民神異業、敬而不瀆、故神降之嘉生、民以物享、災禍不生、所求不匱。少皞氏之衰也、九黎亂德、民神雜擾、不可放物、禍菑存至、莫盡其氣。顓頊受之、乃命南正重司天以屬神、命火正黎司地以屬民、使復舊常、無相侵瀆。其後三苗服九黎之德、故二官咸廢所職、而閏餘乖次、孟陬殄滅、攝提無紀、歷數失序。堯復述重黎之後、不忘舊者、使復典之、而立羲和之官。明時正度、則陰陽調、風雨節、茂氣至、民無天疫。年耆憲舞、申戒文祖、云「天之歷數在爾躬」。舜亦以命禹、由是觀之、王者所重也」とある。

(17) 『史記』天官書には「昔之傳天數者、高辛之前、重黎。於唐虞、羲和。有夏、昆吾。殷商、巫咸。周室、史佚・萇弘。宋、子革。鄭則裨竈。在齊、甘公。楚、唐昧。趙、尹皋。魏、石申」とある。

(18) 『史記』太子公自序に、「昔在顓頊命南正重以司天、北正黎以司地。唐虞之際、紹重黎之後、使復典之、至于夏商、故重黎氏世序天地」とある。ここでは、天地の序を保つものとして、羲和ではなく重黎が挙げられていることからも、羲和に対する認識が、一天文曆象官としての域を出でていないと考えられる。また、四時の序をつかさどることについては、『史記』の六家要旨に、「嘗竊觀陰陽之術、大祥而衆忌諱、使人拘而多所畏、然其序四時之大順、不可失也」として、陰陽家によつて担われる術であるといふものの、四時をつかさどることの具体的なイメージは示されていない。しかしながら、『漢書』芸文志では、陰陽家の源流として「羲和之官」を挙げ、また、術數略においても、「數術は、皆明堂羲和史卜の職なり」とあるように、羲和が特化していく傾向をみるとができる。

(19) 楊寬「《今月令》考」(初出『制言半月刊』五 一九三五、『楊寬古史論文選集』所収)、鳥邦夫「五行思想と禮記月令の研究」(汲古書院 一九七一)、王夢鷗前掲論文など参照。魏相が挙げる「明堂月令」とほぼ同様の内容が、『札記』祭法鄭玄注に引かれていることから、「明堂月令」というまとまった形の時令が存在したことが知れる。明堂と四時の時令説についての関係は、從来指摘されていふことであり、本来、本稿でも示唆するべきところであるが、紙幅の関係上、言及を控えた。

(20) 『漢書』魏相伝には「又數表采易陰陽及明堂月令奏之、曰「臣相幸得備員、奉職不修、不能宣廣教化。陰陽未和、災害未息、咎在

臣等。臣聞易曰、「天地以順動、故日月不過、四時不忒、聖王以順動、故刑罰清而民服」。天地變化、必繇陰陽、陰陽之分、以日為紀。日冬夏至、則八風之序立、万物之性成、各有常識、不得相干。東方之神太昊、乘震執規司春、南方之神炎帝、乘離執衡司夏、西方之神少昊、乘兌執矩司秋、北方之神顓頊、乘坎執權司冬、中央之神黃帝、乘坤艮執繩司下土。茲五帝所司、各有時也。東方之卦不可以治西方、南方之卦不可以治北方。春興兌治則飢、秋興震治則華、冬興離治則泄、夏興坎治則電」とある。「八風之序」とあることから、月令の思想系統としては、「淮南子」時則訓の形態と類似していることがわかる。また、東西南北及び中央の神の存在について触れられていることから、四時四方の概念と五行の概念が結合していることを示している。月令における四時と陰陽五行との結合については、「夏小正」は、陰陽五行の影響がない原始的農曆であり、「管子」以降、次第に陰陽五行の影響が強まってくることが指摘されている。王夢鷗前掲論文、金谷治前掲論文参照。

(21) この高祖期の事例に関しては、「史記」「漢書」中に該当箇所が見当たらない。「四庫全書」考證は、「按此趙薨疑另是一人必非江邑侯代周昌為御史大夫者也。上文云相國臣何、御史大夫臣昌、將軍臣陵、太子太傅臣通、其事當在高帝之初、丞相之改稱相國、周昌之出為趙相、而趙薨代為御史大夫、叔孫通之由奉常徙為太子太傅。皆此年事也。據功臣表、江邑侯趙薨、以漢五年為御史、則未嘗為中謁者矣。」として、高祖十年のこととする。義和から高祖へと話を展開するのは、漢家が薨の後をうけるものであることを意識したものともいえる。義和によつて四時の形を説明するのではなく、高祖の例を用いていることは、「祖示故事」の意識が強かつたことを示していよう。【漢書】魏相伝の、「相明易經、有師法、好觀漢故事及便宜章奏、以為古今異制、方今務在奉行故事而已」がその傍証として挙げられる。

(22) 四時に順つて政事を行うという考えは、すでに「春秋左氏伝」昭公二五年条に、子產の言葉として「為政事庸力行務以從四時」とある。魏相は上奏文冒頭で、陰陽不和の責任を自分に求めている。【漢書】王陵伝には「陛下不知其驚下使待罪宰相、宰相者上佐天子、理陰陽、順四時、下遂万物之宜」として宰相に四時の責があることについての記事がみられる。

- (23) 大庭氏による元康五年詔書冊の復元が模範的である（『秦漢法制史の研究』一九八二）。『居延漢簡』「御史大夫吉昧死言、丞相相上大常呂書言、大史丞定言、元康五年五月一日壬子日夏至、宜寢兵、大官抒井、更水火、進鳴鶴、謁以聞。布當用者●臣謹案比原宗御者、水衡抒大官御井、中二千石・二千石令官各抒、別火官先夏至一日、以除隨取火、授中二千石・二千石官在長安雲陽者、其民皆受、以日至易故火、庚戌寢兵、不聽事盡甲寅五日。臣請布臣昧死以聞」（10・27 5・10）
- (24) 『統漢書』百官志では、太史令の職について、「掌天時星曆、凡歲將終、奏新年曆、凡國祭祀喪娶之事、掌奏良日及時節禁忌、凡國有瑞應災異、掌記之」とあるが、前漢においては、太史令が「掌奏良日及時節禁忌」の職掌を担うという明確な記事はみられない。
- 〔漢書〕王莽伝には、太史令が時節のことを担うことについて、「祿曰太史令宗宣典星曆、候氣變、以凶為吉、亂天文、誤朝廷」とあるが、時節禁忌についての記述はない。月令書には時節に先立つて太史が天子に時節の訪れを報告することが記されており、この元康五年の例は、少なくともこうした時令の形式をふまえたものとして捉えることができる。
- (25) 王子今「秦漢時期氣候狀況的歷史學再考察」（『歴史研究』一一一九九五）参照。
- (26) 例えば「漢書」芸文志においても、「四時五行時令經」などの書名は挙げられているが、月令の名を冠した書名はみられない。
- (27) 藤田勝久前掲論文では、時禁は官吏の規範となるべき思想であったと指摘する。王莽期における時禁の嚴行を管理に促す例として、『居延漢簡』「制詔、納言其令百遼屢省所典修厥職、務順時氣●始建國天鳳三年十一月戊寅下」（E.P.T.59.61）がみられる。
- (28) 元始四年の風俗観の記事は次のようである。『漢書』平帝紀「遣太僕王惲等八人置副假節分行天下覽觀風俗」、『漢書』王莽伝上「遣大司徒司直陳崇等八人分行天下覽觀風俗」。
- (29) 担当官が国内を巡回することについては、他にも『呂氏春秋』孟夏紀に「天子始繕。命野庶、出行田原、勞農勸民、無或失時。命司徒、循行縣鄙。命農廬作、無伏于都」とあり、また『呂氏春秋』孟冬紀にも「天子始裘。命有司曰、天氣上騰、地氣下降、天地不通、閉而成冬。令百官、謹蓋藏。命司徒、循行積聚、無有不斂、封城郭」とある。

(30) 上田早苗 一九八三参考。

(31) 『漢書』武帝紀「今遣博士大等六人分循行天下、存問鳏寡廢疾、無以自振業者貸與之」。

(32) 『漢書』宣帝紀「九月、詔曰、「朕惟百姓失職不贍、遣使者循行郡國問民所疾苦」」。

(33) 魏相のこの提言は、派遣する使者として博士を挙げていることなどからも、武帝期の例を踏襲していることが窺われる。

(34) 宣帝期の例としては、『漢書』宣帝紀五鳳四年、夏四月に「御史二十四人循行天下」との記述がある。

(35) 袁帝の時の記事も、これらとほぼ同様のことを示している。例えば『漢書』袁帝紀の綏和二年には、「詔曰「朕承宗廟之重、戰戰兢兢、懼失天心。間者日月亡光、五星失行、郡國比比動。乃者河南、潁川郡水出、流殺人民、敗壞廬舍。朕之不德、民反蒙辜、朕甚懼焉。已光祿大夫循行舉籍、賜死者棺錢、人三千」」とある。

(36) 大楠敦弘「後漢時代の行幸」(『人文科学研究』七二〇〇〇)、「前漢武帝期の行幸」(『秦漢史学会会報』五一〇四) 参照。

(37) 例えば『塩鐵論』力耕篇には次のようにある。「文字曰、古者十一而稅、澤梁、以時入而無禁、黎民咸被南畝而不失其務。故三年

耕而餘一年之蓄、九年耕有三年之蓄、此禹湯所以備水旱而安百姓也。草萊不闢、田疇不治、雖擅山海之財、通百味之利、猶不能澹也。是以古者尚力務本而種樹繁、躬耕趣時而衣食足、雖累凶年而人不病也。故衣食者、民之本。稼穡者、民之務也。二者修則國富而民安也」。

(38) 「咸被南畝」は『詩經』幽風七月、「種樹」は、尹澠漢墓(集簿)に、「春種樹」とある。尹澠の「以春令成戶」についての研究は、邢義田「月令與西漢政治—從尹澠集簿中的「以春令成戶」說起」(『新史學』九一、一九九八)、楊振紅一〇〇四参考。

(39) 『塩鐵論』授時篇にも、「大夫曰」『縣官之於百姓、若慈父之於子也。忠焉能勿誨乎。愛之能勿勞乎。故春親耕以勸農、賑貸以濟不足、通瀦水、出輕繁、使民務時也。』賢良曰、「古者、春省耕以補不足、秋省斂以助不給。民勤於財則貢賦省、民勤於力則功業牢。為民愛力、不奪須臾。故召伯聽斷於甘棠之下、為妨農業之務也。今時雨澍澤、種懸而不得播、秋稼零落乎野而不得收。田疇赤地、而停

落成市、發春而後、懸青幡而策土牛、殆非明主勸耕稼之意、而春令之所謂也」とあり、時令が農業推進において意識されていたことが窺われるが、四時の管理といった議論は見いだせない。

(40) 『敦煌懸泉置月令詔條』において、胡平生氏は、「四時月令詔條」に劉向劉歆父子の思想が反映されていることについて、「聖帝明王」の語が用いられていることをその傍証として挙げる。

(41) 月令がもつ時空認識については、丁原植「月令架構與古代天文的哲学思索」(『先秦兩漢學術』一 一〇〇四)、金春峰「月令圖式与中国古代思維方式的特点及其對科学、哲学的影響」(『中國文化与中国哲学』一九八六)など参照。